

チャイルドシート・ジュニアシートを 購入・レンタルする方に 補助金が出ます！

6歳未満の幼児を車に同乗させる場合チャイルドシートの使用が義務づけられています。長泉町では、子どものための交通安全意識の高揚と、町民の子育ての支援を目的として、補助金の交付をしています。

補助対象者（申請者）の条件

- ① 町内居住で6歳未満の子どもの保護者である（出生届提出後より申請可能です）
- ② 世帯において町税等の未納がないこと
- ③ 保護者又は同居の家族がチャイルドシート（ジュニアシート）の装着可能な車両を保有していること
- ④ 国土交通省基準、又はそれ以上の保安基準に適合しているチャイルドシート（ジュニアシート）を購入又はレンタルした場合（中古品や個人売買で購入したものは対象ではありません）
- ⑤ 子ども1人につき1回（レンタルの場合は2回）補助が受けられます。

補助の金額

- ① 購入の場合は、購入費の2分の1以内で、最高1万円（千円未満切り捨て）
- ② レンタルの場合は、借上費の2分の1以内で、最高5千円（千円未満切り捨て）
レンタルで1回目の補助を受けた場合、2回目（購入・レンタルどちらでも可）の補助も受けられます。その場合、補助の金額は購入又は借上費の2分の1以内で、最高5千円（千円未満切り捨て）となります。

※「申請に必要なもの」及び「注意事項」については、裏面をご覧ください。

申請に必要なもの

① チャイルドシートを車両に設置した写真（印刷したもの）

② 領収書（レシートは不可）

・宛名：子の保護者（父又は母）の氏名

・但し書き：「商品名」又は、「チャイルドシート代」と書かれたもの

※インターネット購入等で領収書が発行できない場合は、購入履歴など、商品を購入したことが分かるページを印刷したものをご用意ください。

③ 保護者又は同居家族の車検証の写し

※同居家族以外の方や、会社所有の車を使用している場合は、所有者の署名が必要となりますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

④ 認め印

⑤ チャイルドシートの適合保安基準の分かるもの（説明書等）

⑥ 振込先の口座番号等が分かるもの（通帳等）

※ゆうちょ銀行に振込はできませんので、ゆうちょ銀行以外をご指定ください。

⑦ 申請書類

（１）チャイルドシート補助金交付申請書

（２）チャイルドシート補助金交付請求書

（３）町税等収納状況照会承諾書

（４）（委任状）※申請者と振込先口座名義人が異なる場合のみ

※申請書類は、こども未来課にご用意しておりますが、長泉町ホームページからもダウンロードいただけます。（長泉町ホームページ⇒担当課一覧⇒こども未来課⇒助成・手当⇒チャイルドシート補助金）

申請の際の注意点など

① 長泉町に住民登録がある期間に購入したものに限り対象となります。

② 【これからお子さんが生まれる方】出生前に購入したのものも、対象となりますが、申請は、出生届ご提出後より可能です。